

第2次草津市多文化共生推進プラン（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- 1 実施期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）まで
- 2 意見者数 5人
- 3 意見総数 7件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）
- 4 意見の反映件数 1件

周知方法

広報媒体	実績
計画案(本編および概要版)の配架	配架場所（閲覧者数） ・まちづくり協働課（0人） ・情報公開室（0人） ・草津市立図書館（0人） ・南草津図書館（0人）
資料送付	送付数：4件（団体4件）
個別説明	説明数：0件
市ホームページ	アクセス数：897件（2月5日確認）
広報紙	1月号
資料提供	12月25日付け
その他	LINE、X、Facebook

概要版のみ掲示施設

- ・各地域まちづくりセンター（14箇所）
- ・アーバンデザインセンターみなくさ
- ・各隣保館（4箇所）
- ・市民総合交流センター

結果公表

- ・市ホームページ 3月下旬
 - ・広報紙 4月号
 - ・資料配架 3月下旬～9月下旬
- 配架場所
- ・まちづくり協働課
 - ・情報公開室
 - ・草津市立図書館
 - ・南草津図書館

第2次草津市多文化共生推進プラン（案）

提出された意見と市の考え方

No	意見の要旨（ページ数）	市の考え方
1	<p>(P17)</p> <p>草津在住の外国人の年齢層は 25～49 歳で 76.6%と別ページに書かれていた。この世代だとほとんどの人がスマホを日常的に利用している。ただ、行政側からのホームページや各種 SNS での情報発信ではアクセスする窓口が多く使い勝手がいいとは言えない。今、全国の地方自治体は独自のアプリを作成、活用している。草津市もゴミ分別や図書館利用、防災などのアプリはあるが、用途別になっている。必要な行政サービス機能や情報発信をアプリで一体化して外国人もわかりやすいように多言語化してはどうか。</p>	<p>市からの情報発信につきましては、草津市 LINE 公式アカウントを主として、市政情報や災害時の緊急情報等を発信しており、情報の集約や多言語化につきましては、今後も先進自治体の事例も踏まえながら調査研究を行ってまいります。</p>
2	<p>(P31)</p> <p>項目の中に「放課後児童育成クラブ」（学童クラブ）がなかった。実際に草津市の学校に在籍する外国籍の児童がいるのであれば、学童を利用することもあると思う。また、学童で（支援員補助として）就労する外国籍の方もいる。何か項を立てられればよいと考える。</p>	<p>児童育成クラブにつきましては、放課後児童健全育成事業として、市や企業、団体等の多様な主体において実施しており、その他にも放課後等デイサービスなど、外国人市民に関わる事業は多数ございますことから、各主体において外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスを享受できるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>(全体)</p> <p>私は、第2次草津市多文化共生推進プラン(案)に賛成します。理由は、地域の安全性向上につながると考えるためです。特に、外国人市民と日本人市民にとって、安心できる環境づくりになる点を評価します。</p>	<p>外国人市民も日本人市民もすべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。</p>

4	<p>(全体)</p> <p>外国人が日本で規律を守って暮らしやすくするために、日本国憲法や刑法の勉強会、ごみ出しの方法など暮らしに関わる条例の学習会を開催して参加を促進してください。</p>	<p>外国人市民が日本や本市で生活をする上で必要な情報やルール等につきましては、多言語で国において作成された生活オリエンテーション動画や市において作成したごみの出し方等についての案内を市ホームページ等で情報提供しております。引き続き、外国人市民も日本人市民もすべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。</p>
5	<p>(全体)</p> <p>外国人の方が住みやすい草津市は素晴らしいと思います。外国の方が増えることもいいと思います。</p> <p>日本で暮らす為にまず日本の交通ルールや運転マナー、禁止事項(これは逮捕案件等)を学ぶ場(必ず受講)を設けていただきたいと感じています。</p> <p>外国の方が安心して暮らせる草津市も大切ですが、日本の文化の維持、もともと住んでいる日本人が安心して暮らせる治安のよい草津市でもあって欲しいと思います。</p>	<p>外国人市民が日本や本市で生活をする上で必要な情報やルール等につきましては、多言語で国において作成された生活オリエンテーション動画や市において作成したごみの出し方等についての案内を市ホームページ等で情報提供しております。引き続き、外国人市民も日本人市民もすべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。</p>
6	<p>(全体)</p> <p>学校や保育園等に出される保護者あての文書は、日本語のため、外国籍の親が読みとれないことで支障をきたしている。市や県で翻訳文書を担うなど、支援があればよいと思う。</p>	<p>保護者あての文書につきまして、日本語が十分に理解できない保護者に対して、学校においては、内容に応じて翻訳した上でお渡ししております。今後もニーズや状況に応じて、翻訳ややさしい日本語の活用に取り組んでまいります。</p> <p>また、保育所等においては、日々の保護者への対応において、やさしく伝わりやすい日本語の使用や翻訳機器・アプリの活用などを行っており、今後もその取組を進めてまいります。</p>

<p>7</p>	<p>(全体)</p> <p>本プランについて、計画全体の方向性そのものに反対の立場から意見を提出します。</p> <p>本プランは「多文化共生」を理念として掲げていますが、その定義や到達目標が抽象的であり、具体的にどのような状態をもって成果とするのかが明確に示されていません。そのため、施策の有効性や妥当性を市民が判断することが困難です。</p> <p>また、本プランは外国人住民への支援施策を中心に構成されていますが、日本人市民を含めた地域全体への影響（財政負担、行政コスト、生活上の摩擦等）についての検証や説明が十分になされているとは言えません。特に、今後継続的に必要となる財政支出について、市民への説明責任が果たされていない点は大きな問題であると考えます。</p> <p>さらに、外国人施策は本来、国が制度設計と責任を負うべき分野であり、市町村が理念先行で施策を拡張することには慎重であるべきです。国の制度との役割分担や限界が不明確なまま計画を推進することは、自治体の負担増加と市民間の分断を招くおそれがあります。</p> <p>加えて、本プランの策定にあたり、市民全体に対する十分な情報提供や合意形成が行われたとは言い難く、パブリックコメントのみをもって市民理解が得られたとすることには疑問があります。</p> <p>以上の理由から、本プランについて</p>	<p>本プラン策定の経過としましては、国において、各都道府県および市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定されました。</p> <p>本市においては、令和3年に「草津市多文化共生推進プラン」を策定し、当該プランの計画期間が今年度に最終年度を迎えることから、第2次プランの策定を進めているところで、多文化共生の定義につきましては、P2に定義を示すとともに、P15に基本理念として目指すまちの姿を示しております。</p> <p>人口減少や経済・社会のグローバル化が進む中、国において育成就労制度が創設されるなど、今後も外国人市民の増加が見込まれています。こうした状況から、言語や文化、慣習等の違いにかかわらず、全ての市民が地域社会の一員として、共に生きていく多文化共生社会づくりの必要性が高まっているものと考えており、本プランに基づいて、多文化共生の理念や方向性について P31～33 に示す各主体と共有し、連携しながら施策を推進してまいります。</p> <p>なお、取組の方向性や施策等については、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p> <p>多文化共生社会の実現のためには、御意見いただきましたように、日本人市民だけでなく、外国人市民も共に力をあわせて取り組む必要があると考えておりますことから、P31のそれぞれの役割の中の「(1) 市民」にかかる部分を下記のとおり修正いたしました。</p>
----------	--	---

<p>は部分的な修正ではなく、計画全体の見直し、もしくは一旦立ち止まった上で、市民への十分な説明と議論の場を設けた再検討を強く求めます。</p> <p>【特に強く再検討を求める点】</p> <p>「市民（日本人）に共生を求める合理性について」</p> <p>本プランでは、多文化共生を「当然に目指すべき価値」として前提化していますが、日本人市民に対して「なぜ共生しなければならないのか」という根本的な説明が欠けていると考えます。</p> <p>日本人市民は、自らの意思によって外国人住民を受け入れる制度設計を行った主体ではなく、国の出入国政策や在留制度の結果として、地域社会の変化を受動的に受け止めている立場にあります。そのような状況において、自治体が市民に対し「共生」を事実上の義務として要請するのであれば、その合理性と正当性を明確に示す必要があります。</p> <p>しかし本プランでは、日本人市民が負うことになる具体的な負担（税負担、行政サービスの調整、地域ルールの変更、学校や医療現場での対応負荷等）についての整理や説明がなされておらず、「共生」という理念のみが一方向的に提示されているように見受けられます。</p> <p>また、共生とは本来、相互の努力と責任を前提とする概念であるはずですが、本プランでは外国人住民に求められる責任（日本語習得、地域ルールの遵守、自立への努力等）が十分に明示</p>	<p>日本社会で長年にわたり形成されてきた文化や慣習等についても理解し、尊重し合える社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>[修正箇所] (P31)</p> <p>外国人市民は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、<u>必要な日本語の習得や日本の文化、生活習慣の理解に努めるとともに、日本の法令や地域社会のルールを遵守し、地域社会の一員として活躍することが求められています。</u></p>
--	--

	<p>されていません。その結果、日本人市民側のみが「理解」「配慮」「受容」を求められる構造となっており、これは公平性を欠くものと考えます。</p> <p>さらに、日本社会には長年にわたり形成されてきた文化や慣習や法秩序が存在しており、それを基盤として地域の安定が保たれてきました。これらをどの程度維持し、どこまで変更を求めのかという線引きが示されないまま「多文化共生」を推進することは、日本人市民にとって自らの生活環境や価値観が将来的にどのように変化するかを予測できない不安を生じさせます。</p> <p>以上の点から、本プランにおいては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本人市民に共生を求める合理的根拠 2. 日本人市民が受ける影響と負担の明確化 3. 共生における外国人住民側の責任と義務の明示 4. 日本社会の基盤となる文化や制度をどの範囲で尊重及び維持するのかの方針 <p>を具体的に示さない限り、理念先行の計画として市民理解を得ることは困難であると考えます。</p> <p>そのため、本プランについては、単なる理念の推進ではなく、日本人市民の権利や負担及び将来像を明確にした上での再検討を強く求めます。</p>	
--	--	--

▼原案への反映について

パブリックコメントの実施結果を踏まえ、必要なものについて原案の修正を行います。